

役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人すこやか(以下「この法人」という。)の定款第8条、第21条及び社会福祉法人すこやか評議員選任・解任委員会運営細則第5条の規定に基づき、役員、評議員及び評議員選任・解任委員(以下「役員等」という。)の報酬及び費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 評議員選任・解任委員とは、定款6条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員、評議員、評議員選任及び解任委員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 常勤理事で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に参加した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間500万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。
- 3 この法人の理事長の報酬月額は、別記1に定めるとおりとする。
- 4 この法人の業務執行理事の報酬月額は、別記2に定めるとおりとする。
- 5 この法人の常勤役員への報酬は支給しない。(業務執行理事を除く。)

- 6 非常勤役員に対する報酬は、別記3「非常勤役員の報酬」に定める額とする。
- 7 個々の評議員の報酬は、別記4「評議員の報酬」に定める額とする。
- 8 評議員選任・解任委員の報酬は、別記5「評議員選任・解任委員の報酬」に定める額とする。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員等には、出張に要する旅費(宿泊費含む。)を、出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 非常勤役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等ならびに旅費は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 8 月 23 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 8 月 2 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

別記 1 理事長の報酬

月額 150,000 円

別記 2 業務執行理事の報酬

月額 200,000 円

別記 3 非常勤役員の報酬

理事会・評議員会出席、監事監査の実施、並びに法人の業務に関する会議等
に出席の都度、謝金として一人一律 10,000 円

ただし、4 時間に満たない場合は 一人一律 5,000 円とする。

※ 同日に複数回出席の場合でも上記のとおりとする。

別記 4 評議員の報酬

評議員会出席、並びに法人の業務に関する会議等に出席の都度、謝金として
一人一律 10,000 円

ただし、4 時間に満たない場合は 一人一律 5,000 円とする。

※ 同日に複数回出席の場合でも上記のとおりとする。

別記 5 評議員選任・解任委員の報酬

評議員選任・解任委員会出席の都度、謝金として一人一律 10,000 円

ただし、4 時間に満たない場合は 一人一律 5,000 円とする。

※ 同日に複数回出席の場合でも、上記のとおりとする。